



## 知っていますか？「児童扶養手当」

### 児童扶養手当の支給について

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、自立促進のために支給される手当です。

#### ◆受給資格者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している次の支給要件に該当する人

- ① 監護している母
- ② 監護して生計を同じくする父
- ③ 父母に代わってその児童を養育している養育者（祖父母など）

※特別児童扶養手当を受給、または同等の障がいのある状態にある場合は20歳未満までの児童が対象となります。



#### ◆支給要件（いずれかに該当）

- ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑧ 婚姻によらないで懐胎した児童

⑨ 児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※支給要件に該当していても、次のいずれかに該当する場合は支給できません。

○ 受給資格者または対象児童が国内に住所を有しない場合

○ 対象児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設などに入所している場合

○ 対象児童が父か母の配偶者（事実婚と同様の事情を含む）に養育されている場合

○ 対象児童が受給者でない父か母と生計を同じくしている場合（父か母が重度の障がいの状態にある場合を除く）

#### ◆公的年金給付などとの併給について

平成26年12月から受給資格者や対象児童が公的年金などを受給できる場合でも、受給額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額の手当が受給できるようになりました。

#### ◆児童扶養手当の認定請求手続き

認定請求を希望される人は、事前に、支給要件に該当するかどうかの確認を行い、必要な書類をお渡します。

また、請求時に必要となる書類は、支給要件や世帯の状況などにより異なります。

#### 8月は現況届の提出月です

対象となる人には事前に「現況届」を送付していますので、必要書類と一緒に

提出ください。

現況届の提出がない場合、8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

#### ◆提出期限

8月16日（水）必着

#### ◆提出先

町民環境課または宮原振興局総務振興課

#### 【お問い合わせ先】

町民環境課 町民環境係  
☎52・5851（直通）



ありがとうございます ふるさと納税

## 平成28年度ふるさと氷川応援寄附金の受付状況

平成20年度よりスタートしました「ふるさと氷川応援寄附金（ふるさと納税制度）」の平成29年3月31日現在での受付状況を報告します。

ご寄附をいただいた皆さま、本当にありがとうございます。

### 【平成28年度寄附状況】

寄附金は、6つの事業の中から寄附者のご指定いただいた事業に活用させていただきます。（表1）

- ◆寄附件数 49件
- ◆件数累計 173件
- ◆寄附金額 2,923千円
- ◆寄附金累計 9,978,100円

### 【平成28年度寄附金活用状況】

寄附金は、適正に管理運用するため、「ふるさと氷川応援基金」に積み立てており、平成28年度に248,700円を各事業に活用させていただきました。

（表2）

今後とも多くの皆さまのご支援をお待ちしております。

【平成28年度寄附金内訳】（表1）

事業の区分	金額
①ふるさとの生活を豊かにする地場産業の育成に関する事業	30,000円
②ふるさとの父母兄弟のための福祉、医療及び健康づくりに関する事業	180,000円
③ふるさとの次代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業	610,000円
④ふるさとの水や緑の環境保全及び景観の維持、再生に関する事業	270,000円
⑤ふるさとの地区コミュニティの支援など地区づくりに関する事業	175,000円
⑥その他町長がふるさとのために必要と認める事業	1,658,000円
	計2,923,000円

【平成28年度寄付金活用事業】（表2）

事業の区分	金額
①ふるさとの生活を豊かにする地場産業の育成に関する事業	25,100円
②ふるさとの父母兄弟のための福祉、医療及び健康づくりに関する事業	470,000円
③ふるさとの次代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業	825,000円
④ふるさとの水や緑の環境保全及び景観の維持、再生に関する事業	10,000円
⑤ふるさとの地区コミュニティの支援など地区づくりに関する事業	—
⑥その他町長がふるさとのために必要と認める事業	1,156,900円
	計2,487,000円



ありがとうございます

「氷川町のために役立ててください」と、平成28年7月から平成29年3月までふるさと氷川応援寄附金（ふるさと納税）をいただいた人をご紹介します。町の発展のために有意義に活用していきます。

### 【寄附いただいた人】

- 下田 勝則 様（熊本県）
- 梅田 多一 様（神奈川県）
- 稲田 和美 様（東京都）
- 前村 大成 様（非公開）
- 緒方 博文 様（熊本県）
- 岡田 誠治 様（熊本県）
- 河野 政典 様（広島県）
- 高瀬 和仁 様（東京都）
- 永原 仁 様（大阪府）
- 岩岡 耕一 様（熊本県）
- 岩岡 貴子 様（熊本県）
- 西尾 綾子 様（石川県）
- 稲岡 正弘 様（熊本県）
- 野尻 祐二 様（愛知県）
- 匿名希望 様（熊本県）
- 匿名希望 様（京都府）
- 匿名希望 様（埼玉県）
- 匿名希望 様（熊本県）
- 匿名希望 様（東京都）

【お問い合わせ先】 企画財政課 財政係 ☎52-5850（直通）